

事 務 連 絡

平成26年8月15日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」の一部改正等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護給付費等の費用の請求に関する審査支払機関への手続きについては「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」（平成12年2月15日及び2月23日付け厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）及び「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求について」（平成12年3月8日付け厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）において、お示ししているところです。

今般、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」（平成12年厚生省令第20号）が一部改正されたことに伴い、「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」の一部を別紙のとおり改正し、本日から適用することとしました。

また、「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求について」は廃止することとしました。

つきましては、管内市町村（特別区を含む。）を始め、国民健康保険団体連合会、事業者、関係団体等に周知をお願いします。

○ 電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について
(平成12年2月15日・23日/厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡)

(変更点は下線部)

改 正 前	改 正 後
<p>1. 介護給付費等に関する費用の請求 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。</p> <p>なお、①支給限度額管理が不要な単品サービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外。）、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外。））のみを行うサービス事業所。 ②支給限度額管理が必要な在宅サービス種類のみを行うサービス事業所。 ③支給限度額管理が不要な単品サービスと一種類の在宅サービスを行うサービス事業所。</p> <p>であって、電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、請求に関する省令に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。</p>	<p>1. 介護給付費等に関する費用の請求 <u>(1) 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。</u> <u>なお、電子情報処理組織による請求を ISDN によって行うことができる期間は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。</u> <u>(2) 次に掲げる事業所等については、(1) にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成 12 年厚生省令第 20 号。以下「請求省令」という。）に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。</u> ① <u>電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成 30 年 3 月 31 日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの。</u> イ <u>支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）種類のみを行うサービス事業所</u> ロ <u>支給限度額管理が必要なサービス種類のみを行うサービス事業所</u> ハ <u>支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行うサービス事業所</u> ニ <u>施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う 50 床未満の介護保険施設</u></p>

ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う
50床未満の介護保険施設

ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う
50床未満の介護保険施設

ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給
限度額管理が必要なサービス一種類を行う 50床未満の介護保険施
設

② 従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成 30 年 3 月
31 日において、いずれも 65 歳以上である事業所等（電子情報処理組
織又は磁気テープ等を用いた請求を行える体制を有する者を除く。）
であって、平成 30 年 3 月 31 日までに、その旨を審査支払機関に届け
出たもの。

ただし、当該事業所等において、平成 30 年 3 月 31 日における年齢
が 65 歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに従事する
こととなった場合は、その旨を審査支払機関に届け出るものとし、当
該届出の日の属する月及びその翌月に限って、請求省令に定める帳票
を用いて請求を行うことができる。

③ 次のいずれかに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出た事
業所等において行う次に掲げる請求

なお、次のうち、イ、ロ又はホに該当する旨の届出を行うに当たり、
届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場
合には、請求の日に当該届出を行うことができることとする。

イ 電気通信回線設備の機能に障害が生じた事業所等 当該障害が生
じている間に行う介護給付費等の請求

ロ 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処
理組織又は磁気テープ等を用いた請求に係る設備の設置又はソフト
ウェアの導入に係る契約を締結している事業所等であって、当該設
置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日
までに電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求ができない
もの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護
給付費等の請求

ハ 改築の工事中である施設又は臨時の施設において事業を行ってい
る事業所等 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において
事業を行っている間に行う介護給付費等の請求

ニ 廃止又は休止に関する計画を定めている事業所等 廃止又は休止

2. 電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出
電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いて介護給付費等の請求をする場合には、予めその旨を審査支払機関に届け出るものとする。

3. 磁気テープ等の提出

- (1) 指定居宅サービス事業者等は、磁気テープ等を正・副二本作成し、正本に所要の事項を記載したラベル（別添2-1）貼付、又は所要の事項をフェルトペン等で記入（別添2-2）のうえ、指定居宅サービス事業者等が所在する都道府県の審査支払機関に所定の期日までに提出する。
- (2) 磁気テープ等の提出に当たっては、磁気汚染を防止するため、保護ケースを使用するものとする。
- (3) 磁気テープ等の副本は、指定居宅サービス事業者等で保管する。
副本は、審査支払機関に提出した正本が、傷等の理由から読み取りができない場合、正本に代えて提出するものとする。

4. コード表

介護給付費等の請求に係る電子情報処理組織又は磁気テープ等に使用するコードは、介護給付費単位数サービスコード表（合成単位数付）によることとする。

するまでの間に行う介護給付費等の請求
ホ その他電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある事業所等 当該請求

2. 電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出
- (1) 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いて介護給付費等の請求をする場合には、あらかじめその旨を別添1-1により審査支払機関に届け出るものとする。
- (2) 1 (2) ①の届出を行おうとする事業所等は、別添1-2により審査支払機関に届け出るものとする。
- (3) 1 (2) ②の届出を行おうとする事業所等は、別添1-3により審査支払機関に届け出るものとする。
また、1 (2) ②ただし書きに該当するに至った場合は、速やかに別添1-3により審査支払機関に届け出るものとする。
- (4) 1 (2) ③に該当する事業所等は、あらかじめ別添1-4により審査支払機関に届け出るものとする。

3. 磁気テープ等の提出

- (1) 指定居宅サービス事業者等は、磁気テープ等を正・副二本作成し、正本に所要の事項を記載したラベル（別添2-1）貼付、又は所要の事項をフェルトペン等で記入（別添2-2）のうえ、指定居宅サービス事業者等が所在する都道府県の審査支払機関に所定の期日までに提出する。
- (2) 磁気テープ等の提出に当たっては、磁気汚染を防止するため、保護ケースを使用するものとする。
- (3) 磁気テープ等の副本は、指定居宅サービス事業者等で保管する。
副本は、審査支払機関に提出した正本が、傷等の理由から読み取りができない場合、正本に代えて提出するものとする。

4. コード表

介護給付費等の請求に係る電子情報処理組織又は磁気テープ等に使用するコードは、介護給付費単位数サービスコード表（合成単位数付）によることとする。

(新設)

別添1-2

請求省令附則第二条による免状届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり届出ます。

附則第2条第2項

請求省令附則第2条第1項(注)の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成30年9月31日までに、届け出るものとする。

※ 電子情報処理装置又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるもの(表中の○及び裏面参照)であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 徳中 所在地(住所) 名称及び代表者名(氏名)

印

① 介護保険事業者番号											
② 事業所名称	フリガナ										
③ 郵便番号											④ 電話番号
⑤ 事業所所在地											
⑥ サービスの種類											
⑦ 届出事由 ※該当する項目の太枠に○をつけてください。											
	イ	支給限度額管理が不要なサービス(居宅介護管理指導、特養施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特養施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護予防型居宅介護管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))一種類のみを行うサービス事業所									
	ロ	支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所									
	ハ	支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所									
	ニ	施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設									
	ホ	施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設									
	ヘ	施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設									
	ト	施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設									
										※ 受付印	
⑧ 備考											

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する項目の太枠に○を記入すること。

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出について（平成12年2月15日/23日介護保険制度施行準備室事務連絡）

1. 介護給付費等に関する費用の請求

(1) 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク（以下「磁気テープ等」という。）を提出しなければならない。

なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年3月31日までとする。

(2) 次に掲げる事業所等については、(1)にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号、以下「請求省令」という。）に定める帳票を用いて介護給付費等の請求を行うことができる。

① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの

- イ 支給限度額管理が不要なサービス（居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護（短期利用以外）及び介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）をいう。以下同じ。）一種類のみを行うサービス事業所
 - ロ 支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所
 - ハ 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
 - ニ 施設サービス（介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。）のみを行う50床未満の介護保険施設
 - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
 - ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
- (以下略)

(新設)

別添1-3

請求省令附則第三各第二項又は第三項による免除(非該当)届出書

「介護給付費及び公費負担返還等に関する費用等の請求に関する省令」附則第3条(第2項・第3項)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第3条第2項(免除申請)
請求省令附則第3条第1項(※)の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

※ サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、省令による請求を行うことができる。

附則第3条第3項(免除申請)
請求省令附則第3条第1項の規定による届出を行った指定居宅サービス事業者等において、平成30年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者がサービスに従事することになった場合(※)は、当該従業者に係る平成30年3月31日現在の年齢を審査支払機関に届け出なければならぬ。

※ この場合は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、審査による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中 所在地(住所)
名称及び代表者名(氏名)

印

① 介護保険事業者番号											
② 事業所名称	フリガナ										
③ 郵便番号						④ 電話番号					
⑤ 事業所所在地											
⑥ 該当内容	免除(該当・非該当)					⑦ サービスの種類					
⑧ 常勤の介護職員その他の従業者の人数・氏名・生年月日 ※欄が足りない場合は、 <u>複数欄</u> に記載すること	氏名					生年月日					
						大・昭 年 月 日					
						大・昭 年 月 日					
						大・昭 年 月 日					
【常勤人数】	人					大・昭 年 月 日					
※人数の欄もいと願って下さい										大・昭 年 月 日	
⑨ 備 考											
										審査受付印	

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑥欄は、真事業所(施設)の該当内容に○印を付けること。
- ・ ⑧欄は、該当事業所で従事する常勤職員の人数(総数)・全員分の氏名・生年月日を記入すること。

(新設)

別添1-4

請求省令附則第四条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第4条第1項
指定医療サービス受給者等のうち、次の各号に掲げるもの(※)に該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届出たものは、
それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

※ 各号については、裏面参照

平成 年 月 日

開設者

(審査支払機関名) 御中

所在地(住所)

名称及び代表者名(氏名)

印

① 介護保険事業者番号												
② 事業所名称	フリガナ											
③ 郵便番号											④ 電話番号	
⑤ 事業所所在地												
⑥ サービスの種類												
⑦ 届出事由	※請求省令附則第4条第1項各号のうち該当する号の太枠に○を記入した上で該当項目を記入してください											
	1号	回線継続理由										
	2号	事業者との契約日	平成	年	月	日	作業完了予定日	平成	年	月	日	
	3号	工事又は臨時業務開始日	平成	年	月	日	工事又は臨時業務終了予定日	平成	年	月	日	
	4号	廃止又は休止予定日 (廃止・休止) 平成 年 月 日										
	5号	特に困難な事情の内容										
⑧ 備考											兼 受付印	

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する届出事由(請求省令附則第4条第1項各号のうち、該当する号)に○を記入した上で、該当する項目を記入(4号に該当する場合は廃止・休止の別に○を記入)すること。※各号については裏面参照。

【添付書類の説明】

- ・ ⑦欄で○を付した届出事由の内容を確認できる資料を添付すること。

附則第4条第1項各号

(本文) 指定居宅サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ寄実支払機関に届け出たものは、それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

●1号 (電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合)

電気通信回線設備の機能に障害が生じた指定居宅サービス事業者等 当該障害が生じている間に行う介護給付費等の請求

●2号 (電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合)

電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している指定居宅サービス事業者等であって、当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費等の請求

●3号 (改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合)

改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている指定居宅サービス事業者等 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている間に行う介護給付費等の請求

●4号 (常態所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合)

廃止又は休止に関する計画を定めている指定居宅サービス事業者等 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等の請求

●5号 (その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合)

その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情がある指定居宅サービス事業者等 当該請求

附則第4条第2項

指定居宅サービス事業者等は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

附則第4条第3項

指定居宅サービス事業者等は、第1項第1号、第2号又は第5号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等の請求の日当該届出を行うことができる。この場合にあつては、前項の資料は当該介護給付費等の請求の事後において、速やかに寄実支払機関に届出するものとする。